

令和6年度第2回
小金井市介護保険運営協議会
(地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)
会議録

と き 令和7年2月13日(木)

ところ 小金井市役所西庁舎2階第5会議室

令和6年度第2回小金井市介護保険運営協議会
(地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)

日 時 令和7年2月13日(木)

場 所 小金井市役所西庁舎2階第5会議室

出席者 <委 員>

酒 井 利 高 鈴 木 治 実

佐 野 二 朗 貞 包 秀 浩

柏 瀬 容 子 加 藤 弘 子

<保険者>

松 井 介 護 福 祉 課 長

西 澤 介 護 保 険 係 長

猿 渡 介 護 保 険 係 主 任

欠席者 <委 員>

榎 本 光 宏 安 岡 圭 子

傍聴者 0名

議 題 (1) 総合事業に係る事業所の指定について(報告)
 (2) 市外地域密着型サービス事業所の指定について(報告)
 (3) 市内地域密着型サービス事業所の指定について(報告)

開 会 午前10時00分

(介護保険係長) 皆様、お集まりになりましたので、始めさせていただきます。

開会に当たりまして、事務局より2点事務連絡をさせていただきます。1点目、欠席委員について、榎本委員及び安岡委員より欠席の御連絡をいただいておりますので御報告いたします。2点目、会議録の作成について、事務局によるICレコーダーの録音方式になっておりますので、お手数ですが、御自身のお名前を先におっしゃってからの御発言をお願いいたします。

事務連絡は以上となります。

それでは、委員長選出が終了するまでの間、司会進行を介護福祉課長の松井よりさせていただきます。お願いします。

(介護福祉課長) それでは、ただいまより介護保険運営協議会(令和6年度第2回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)を開催いたします。

委員長の選出が終了するまでの間、司会進行を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の資料の確認をいたします。本日の資料は次第に記載したとおり、事前に郵送させていただいた資料1から資料4までの8点です。お手元に不足がございましたら事務局へお申し出ください。資料の確認は以上となります。

続きまして、昨年、全体会において委員の皆様から自己紹介をしていただきましたが、本専門委員会においては初めての開催となりますので、委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いできればと思います。恐れ入ります。酒井委員より反時計回りでお願いいたします。

(酒井委員) 皆さん、おはようございます。酒井と申します。

多分この中で私が一番古株になるかと思いますが、10年近くやっているかと思いますが、前回の全体会でも自己紹介いたしましたけれども、私は過去に三鷹市役所に勤めていました。13年前に退職したんですが、主に福祉畑をずっとやっていたので、退職後、縁があってここにお世話になっているということでございます。

やはり最近は福祉の人材確保の問題とか、私の三鷹のほうでも障害者関係を中心に幾つかの法人の役員とかやっておりますけれども、人員確保の問題

であるとか、きつい課題としてあって、質を問うよりまず来ていただくという感じで募集をかけたりはしておりますけれども、高齢化時代をさらに迎える中で、また、共生社会を進める上でも福祉の分野が元気であることは非常に大事なことです。小金井市においても、そういった環境をつくれるように微力を尽くしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。（柏瀬委員）おはようございます。柏瀬容子と申します。

私は小金井に引っ越してきました12年半になります。それで、小金井のことをもっと知りたいと思ひまして、初めは案内人、あの第1号になって小金井のいろいろな地域を回ったりしたんですね。何らかの委員を小金井でしてみたいなという気持ちがありました。そして、母をみとったときに認知症になる悲しさというのをすごく体験して、介護保険というところに焦点が当たったんですね。それでこの委員になれたらなと思ひまして応募しまして、今回2期目ということになりました。

回を重ねるごとにだんだん広がってきたというか、そして介護から入ったんですけど、福祉のほうに目が行ってしまひて、今は福祉関係に関わって仕事も始めているんですが、ずっと自分にも関わってくることでし、よりよい社会の実現のために欠かせないところにあるのが、介護とか福祉の分野だと思うんですね。ですから、引き続きまた皆さんと一緒に世話になりますので、よろしくお願いいたします。

（貞包委員）貞包と申します。よろしくお願いいたします。

私は被保険者1号という立場で参加させていただいておりますが、介護保険制度は全く素人ですので、よろしくお願いいたします。

（佐野委員）改めておはようございます。佐野と申します。

私は小金井あんず苑に併設されている訪問介護事業所の管理者をしております。天誠会小金井あんず苑は大体21年ぐらひやってしまひて、小金井市でずっと働いているんですけど、私が入ったとき情勢もかなり変わってきまして、先ほど酒井委員からお話が合ったみたいに、成り手もないし、報酬も下がってきているので、経営面でも難しくなってきたはいるんですけど、なくてはならないサービスなので、これからも協力しながら頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

（加藤委員）おはようございます。加藤弘子と申します。

私は社会福祉法人小金井さくら会といいまして、障害福祉サービス事業を展開しております事業所です。障害福祉のほうでは生活介護とか、就労継続事業とか、あと、グループホーム相談支援という3つの事業をやっているんですけども、その中で介護保険と同じ位置づけが生活介護というのがあります。

うちのさくら会は相談支援事業をやっているとして、介護保険ではケアマネさんみたいな位置づけになっておりまして、福祉サービスを受けるための利用計画を立てています。障害をお持ちの方も高齢化が進みまして、介護保険の方と一緒にサービスを提供するような機会も増えていて、いろいろな会議に出させていただいたり、それから、先ほど言いました生活介護というのはグループの相談支援担当とか、介護保険と障害福祉サービスのところにあるサービスなので、例えば支給決定されたら、介護保険の認定を受けたら、障害のほうの事業所を週に3日利用して介護保険を2日利用するとか、そんな利用の仕方もできるようなサービスになっているので、いろいろと介護保険の方とお会いして、勉強させていただく機会が増えているんですけども、この機会、この場でもいろいろ勉強させていただいていますし、また、一緒にやっていく場面も増えているので、障害福祉のことで分からないことがあったら情報を提供していければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(鈴木委員) 皆さん、こんにちは。社会福祉法人聖ヨハネ会の鈴木と申します。

日頃は包括を含めた在宅サービスのセンター長として勤務しております。介護保険の中で事業をやらせていただいているんですが、事業所からの視点または利用者、御家族からの視点、両方の視点からよりよい意見を伝えさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(介護福祉課長) ありがとうございます。

続きまして、事務局職員を御紹介させていただきます。まず、私は介護福祉課長の松井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長の西澤です。よろしくお願いいたします。

(介護保険係主任) 介護保険係主任の猿渡と申します。よろしくお願いいたします。

(介護福祉課長) 以上が事務局でございます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

それでは、次に第2に移りまして、委員長の選出についてでございます。委員長の選出につきましては、介護保険運営協議会規則第6条第2項の規定の基づき、委員の互選により定めることとなっております。選出方法について御意見がございましたらお願いいたします。佐野委員。

(佐野委員) 指名推選でお願いします。

(介護福祉課長) ただいま選出方法について指名推選によるの御意見がありました。指名推選により決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(介護福祉課長) それでは、指名推選で行うことといたします。

どなたか御推薦がありましたらお願いいたします。佐野委員。

(佐野委員) 前期に委員長を務めました酒井委員を推薦させていただきます。

(介護福祉課長) ただいま酒井委員を委員長にとの御推薦がございましたが、酒井委員を委員長に選出することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(介護福祉課長) 御異議なしと認めます。それでは、委員長を酒井委員にお願いすることといたします。

それでは、酒井委員におかれましては、委員長席への移動をお願いいたします。

それでは、委員長になられました酒井委員から御挨拶をお願いいたします。

(酒井委員長) では、座ったままで。皆さん、よろしくお願いいたしますします。

全体会だとこの倍以上の人で、テーマによってはなかなか発言しにくいとか、ちょっと緊張しちゃうとかあるかもしれませんが、ここは少人数ですので、本当にざっくばらんにやっていきたいと思います。

地域密着型ですので、特に初めて委員になられた方とかは結構分かりにくい。介護保険が始まった頃はなかった概念、なかった事業ということになりますから、なじみはないかもしれませんが、行政側の説明とかを聞きながら、疑問とか、そのときに分からなかったことがあればどんどんぶっちゃけた話でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますします。

(介護福祉課長) それでは、これより進行を委員長と交代させていただきます。それでは、酒井委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

(酒井委員長) それでは、お手元の資料に基づいてやっていきたいと思えます。

まず、総合事業の事業所の指定ですけれども、その前に地域密着型サービスの専門委員会、地域密着型の大まかな枠組みを簡単に御説明願えればと思いますけれども。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

次第3の地域密着型サービスの運営に関する専門委員会について、委員改選後初めての運営委員会となりますので、本運営委員会の役割などについて簡単に御説明をさせていただきます。

資料1を御覧ください。2、運営委員会の役割についてになります。①から④までの協議事項がございますが、本運営委員会では主に①の地域密着型サービス事業者を指定するときと、②の介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業の事業者を指定するときについて、御協議いただくものとなります。

次に、3、地域密着型サービスについてであります。地域密着型サービスというのは、高齢者が住み慣れた地域で生活することを支えるため、身近な市町村で提供されるサービスとなります。その特徴としまして、利用者が原則、市民であることや、小金井市が事業所の指定や監督をすることとされております。

次に、4、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業と第1号通所事業についてであります。こちらのサービス利用の対象者は、要支援1または2の認定を受けた方や、要支援には該当しなかったけれども、包括支援センターで受けられる基本チェックリストというもので生活機能の低下が見られるとされた方を対象に、訪問型サービスや通所型サービスが提供されるものとなっております。

続きまして、参考資料を御覧ください。参考資料1になります。サービス利用の流れから、それぞれの事業がどこに位置づけられているかをこちらでは表しております。このうち太い線で囲われているものが、本運営委員会で事業者の指定について協議する事業となっております。要介護認定の申請の

結果、要介護や要支援と認定を受けられた方は、ケアマネジャーによる支援の下、介護給付サービス、予防給付サービスを受けることができ、各サービスは施設サービスや居宅サービス、地域密着サービスというように分類されております。

次のページを御覧ください。サービス種類と指定権者になります。各サービスの指定権者を表しております。介護サービス事業者が介護事業を行うためには都道府県や市町村に指定の申請を行い、介護事業者としての指定を受けなくてはならないこととなっております。指定には都道府県が指定するもの、市区町村が指定するものがあり、小金井市の被保険者のみが利用できる地域密着型サービス事業所、ケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業所、地域支援事業に位置づけられる訪問型サービスや通所型サービスなどを実施する事業所につきましては、市が指定することとなっております。

市が指定する際には、人員基準や設備基準、運営基準を満たしているか、過去に指定の取消しを受けていないかなどを確認しております。条件を満たしている場合には介護事業者として指定を受け、サービスを提供することが可能となります。また、地域密着型サービスと訪問型サービス、通所型サービスの事業所指定に当たっては、本運営委員会に意見を聞くこととされております。

各指定の期間というのは6年となっております、6年が経過すると再度指定の手続が必要となります。指定基準につきましては、本日説明は割愛させていただきますが、基準概要を参考資料3として配付させていただいております。

最後に、参考資料2を御覧ください。こちらは令和7年2月1日時点の市内地域密着型サービス事業所一覧となっております。このうち5番の認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症グループホームについて、現在8施設が市内にございます。このうち4の圏域北に位置しておりますグループホームうさぎですが、こちらは、正式な廃止手続はこれからとなりますが、令和7年3月末で廃止となる予定となっております。

以上で説明は終了となります。

（酒井委員長）どうもありがとうございました。今の説明だけだとなかなか分かりにくい点もあろうかと思えますけれども、1つは要支援の方々の訪問

サービスとか、通所サービスの事業とか、さらには、グループホームをはじめとして認知症の方々のいろいろなサービス、そういったものを中心に市が事業者を指定すると。さらには利用者さんへの便宜を図ることもあって、少し緩めの基準で使いやすいようにして、それから単価がちょっと安くなるという形で、市が指定した事業者に関してはそういうこともできるということです。

いろいろなことがありますけれども、大きくは介護保険の基本的な枠組みを頭に入れていただいて、その中のこの部分が地域密着型で、東京都ではなくて小金井市が事業者の指定を行う形になっておりますので、昔から地域の時代とかいう流れもあったり、あと、やはり介護保険事業は地域特性ですよ。その自治体の住民構成とか、または自治体の特性を生かして事業を進める観点からも、こういった形で市が指定して事業を進めていくということになったのかなと思っておりますけれども、そういった観点で審議、議事を進めていきたいと思っております。

そういうことで、議題に入ってよろしいですか。また具体的な議論の中で、もし御不明な点があればどんどん御質問してください。

それでは、まず議題（１）、総合事業に係る事業所の指定についてということで、事務局のほうからお願いいたします。

（介護保険係長） 介護保険係長です。

それでは、議題（１）、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業における訪問型サービス、通所型サービスに係る事業所の指定について御報告いたします。

資料は２－１、２－２を御覧ください。資料２－１は総合事業の訪問型サービス、資料２－２は通所型サービスを実施する事業所の一覧となっております。

訪問型サービス、通所型サービスは、先ほど御説明したとおり、要支援１または要支援２の認定を受けた方、もしくは基本チェックリストの実施によりサービスが必要と認められた事業対象者が利用できるものとなっております。

訪問型サービス、通所型サービスは、資料右端にあるとおり、それぞれ現行相当サービスと市基準サービスにさらに分かれており、このうち現行相当

サービスは旧制度における介護予防訪問介護や通所介護と同水準のサービス内容となっており、一方で、市基準サービスというのが、現行相当サービスよりも基準や内容を緩和した市独自基準のサービス内容となっております。訪問型サービス、通所型サービスを実施する事業所の指定は市が行っており、令和7年2月1日現在の最新の指定状況が資料のとおりとなっております。

資料2-1の訪問型サービスの事業所のうち市内事業所の数は、市基準サービスが15事業所、現行相当サービスが17事業所となっております。

また、資料2-2の通所型サービスの事業所のうち市内事業所の数は、市基準サービスが22事業所、現行相当サービスが23事業所となっており、前回御報告しました令和6年7月1日時点の状況より数としては大きく増減というものはございません。

説明は以上となります。御意見、御質問などありましたらお願いいたします。

(酒井委員長) 前提条件として押さえておきたいですけれども、実際に要支援の方で訪問事業と通所事業を利用されている方の大体の概数というのは。

(介護保険係長) 人数？

(酒井委員長) はい。たしか二、三年前の会議録のときに、訪問系が400名ぐらいで、通所系が500名ぐらいというのがあったんですけれども、それから見て、もしお分かりであれば、どうなのかなと。

(介護保険係長) 人数自体は増えておりますが、詳細な数字のわかる資料を持ち合わせておりません。

(酒井委員長) 分からなければいいです。

(介護保険係長) 申し訳ありません。

(酒井委員長) 次回のときに言っていただければと思います。

(介護保険係長) はい。

(酒井委員長) 傾向としては、数は少し増えているということですね。

(介護保険係長) そうですね。

(酒井委員長) たしか要支援の方が1,200名いらっしゃるの、そのうちの二、三十%の方が利用されている傾向なのかなと思いますけれども、実感としては増えているということです。そんな流れの中で、その方たちがここ

に出てきている事業所を利用されていると。

それで、一つの大きな流れとしては、全国展開している大手の事業所は市基準をなかなかやらないというか、特定の自治体だけを指定してやるというのは難しいみたいで、あとは金銭的な問題もあるのかもしれませんが、そんなことでなかなか手を挙げない傾向もあるようです。

大きな傾向としてはそういう説明でいいですか。

(介護保険係長) ありがとうございます。

(酒井委員長) では、皆様のほうから、まず、資料2-1と2-2について御質問とか御意見がとおりかと思えますけど、いかがでしょうか。鈴木委員。

(鈴木委員) 鈴木です。

訪問型サービスの指定状況の特に下のほうですけれども、神奈川県川崎市、熊谷市、飯田市というふうに、小金井市外というかなり離れた土地の方が事業所の指定を受けられています。これは多分、小金井市に住所があって、そちらに住んでいる方に対してサービスを提供している事業所ということになるかと思うんですけれども、小金井市のスタンスとして、こういった特例的な指定の在り方というか、どういう基準というのか、何か明確な基準があってここは許す、許さないというものが決められているのか、少し伺いできればと思います。

(介護保険係主任) 介護保険係主任です。

御指摘いただきましたとおり、この表の中で他県3か所の訪問型サービスなどを指定させていただいております。状況としては、今、鈴木委員がおっしゃったとおり、住民票は小金井市ですけど、実際、御本人がいらっしゃるのとは他県に住んでいると。住民票だけ動かしていらっしゃる方がいらっしゃいますと、その方が漏れなくサービスを使うためにほかの県に所在している事業所を指定するといった形になります。

大前提としましては、御本人の居住実態があるところに住民票を移すというのが今はなっておりますけれども、皆様いろいろ事情がとおりの方もいらっしゃいますので、そういった方が漏れなくサービスを使うために、他県であっても小金井市としては指定をして、基準を満たせばお認めしていくというスタンスになってございます。

以上です。

（酒井委員長）ということは、ここにある３例については、そちらのほうに一時的に行っているという意味合いとは違うと受け止めていいですか。形式的に住民票が小金井市にあって、長く都外地に実際には住まわれておられると。

（介護保険係主任）おっしゃるとおりでございます。この３つの事業所はそれぞれ利用者が１人ずつとなっております。あくまでも例外的な対応という形です。

（酒井委員長）そうすると変な形の住所地特例ですね。確かに住民票を移せない事情とかいろいろあるでしょうから、分かりました。特にこういうのが今からいっぱい増えていくとかいうことは、そんなには？

（介護保険係主任）そうですね。御相談がありましたら、まず、大前提というところもお話しさせていただきつつ、御事情を踏まえながら柔軟に対応させていただいているというところになります。

（酒井委員長）多分こういう場合というのは先方の自治体から連絡が来るでしょうけれども、そういうときに例えば小金井市から見れば、実際に居住地はそちらにあるから、住民票を移せるかどうかとかいうことを利用者さんへの打診といいますか、そんなことを双方で話し合いしたりとかいうことはあるんですか。

（介護保険係主任）ありがとうございます。こちらの３例全てというわけではないですけども、場合によってはございます。状況を聞きながらという対応になってまいります。

（酒井委員長）なるほど。ということは、結果から見れば個別対応をしていることになるわけですね。

（介護保険係主任）おっしゃるとおりです。

（酒井委員長）分かりました。ほかにはどうでしょうか。柏瀬委員。

（柏瀬委員）柏瀬です。

質問ですが、資料２－２の東園域の番号２、デイサービスようようさんですが、私の家の近くで散歩するときに通るんですね。たしか１階はムートン屋さんでムートンを売っていたんですけど、デイサービスようようという看板が突然出てきてびっくりしたんですけど、これは２階がデイサービスになっているということですか。

(介護保険係主任) 介護保険係主任です。

年度途中8月1日からデイサービスを開始したんですけど、使っているフロアは1階全体になります。なので、手前にお店の部分が看板を出されているかと思うんですけど、あちらの少し手前から奥が全て事業所になっております。

(柏瀬委員) 分かりました。

(酒井委員長) エレベーターとかないんですか。

(柏瀬委員) ないです。

(酒井委員長) 1階でやっていらっしゃると。

(介護保険係主任) はい。そうです。

(柏瀬委員) 何となく分かりました。

(酒井委員長) ほかにはどうでしょうか。皆様のほうから何か。

(介護保険係長) すいません、介護保険係長です。

先ほど酒井委員ご質問いただきました訪問型サービス・通所型サービスの利用人数について、令和6年度の実績というのはまだないですけれども、例えば令和4年度だと、訪問型サービスだと574となっております。

(酒井委員長) 574。

(介護保険係長) はい。令和4年度だと。令和5年度だと583となり、数は若干伸びていると。

(酒井委員長) 500？

(介護保険係長) 83。

(酒井委員長) 583ね。はい。

(介護保険係長) はい。通所型サービスのほうにつきましても同様に伸びておりまして、令和4年度だと710だったものが令和5年度だと759ということで、やはり伸びている状況がございます。

(酒井委員長) 結構な伸び具合ですね。数字の流れから見れば、もしかしたら対象者も増えているけれども、利用率も上がっているという感じですね。分かりました。そうすると、ますますこういう人を喜んで受け入れてくれる事業所を整える必要があるということになりますよね。

いかがいたしましょうか。第1号部分はよろしいですか。ほかに皆さんのほうから何か御質問等あればと思いますが、よろしいですか。

それでは、第 1 号議題については終了したいと思います。

続きまして、2 番目で、市外地域密着型サービス事業所の指定ということで、これは市外事業の案件なので報告になりますけれども、事務局から説明をお願いします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

それでは、議題(2)、市外地域密着型サービス事業所の指定について御報告いたします。

資料 3 を御覧ください。地域密着型サービスにつきましては、小金井市民が他市にあります地域密着型サービス事業所を利用する場合、小金井市の指定が必要となります。また、介護保険法の規定により地域密着型サービスの指定有効期間は 6 年となっております。

まず、指定更新を行った 2 つの事業所について御報告いたします。地域密着型通所介護は 2 事業所となっております。資料は 1 ページから 4 ページまでになります。指定更新に当たりまして、いずれも申請書類の書面審査を行いました。人員基準等の問題はなく、運営状況についても大きな事故や目立った苦情などの報告は受けていないことを確認しております。

続きまして、新規指定を行った 2 つの事業所について御報告いたします。地域密着型通所介護が 1 つ、夜間対応型訪問介護が 1 事業所となります。資料は 5 ページから 8 ページまでとなります。市外の地域密着型サービスを新たに指定する際には、原則として事業所が所在する市区町村の事前同意が必要となります。小金井市の隣接する市とは地域密着型通所介護に限り、この事前同意を不要とする旨の協定を締結しております。このため、今回の新規指定に当たりましては、国分寺市の地域密着型通所介護 1 事業所については事前同意を省略しております。一方で、三鷹の夜間対応型訪問介護 1 事業所については、三鷹市の事前同意を取得しているという状況となっております。

なお、新規の指定に当たりまして、いずれも申請書類の書面審査を行いました。人員基準等の問題はなく、運営状況についても大きな事故や目立った苦情などの報告は受けていないことを確認しております。

説明は以上となります。

(酒井委員長) ありがとうございます。市外では小金井市民の利用者というのはどの事業所も基本的に 1 名ということですか。

(介護保険係主任) 介護保険係主任です。

順番にお伝えさせていただきます。まず、ファミリーケア府中さくら物語は利用者1人となります。次に、デイサービスきづなも利用者1人となります。

次に、新規指定のGENK I N E X T 国分寺光も現在1人となっております。最後に、夜間対応型の訪問介護、S O M P O ケアは利用者5人ということになります。

(酒井委員長) 分かりました。それでは、皆様のほうから今の説明に対して何か御質問、この4つの事業所に関していかがでしょうか。ちょっと黒塗りが多いので、えっと思ってしまうかもしれませんが、どうでしょうか。

私のほうから質問ですけれども、国分寺のGENK I N E X T ですが、基本情報のところをネットで見ますと、歩行改善に特化したデイサービスということで、半日デイサービスという3時間以上4時間未満かな、それに特化した形ということは、利用者全員が半日単位のデイで受けていらっしゃるということですか。

(介護保険係主任) 介護保険係主任です。

おっしゃるとおりになります。要介護1から5まで、区分に限らず3時間から4時間の範囲内で集中的にリハビリを行うといった形態を取っているようです。

(酒井委員長) 例えば利用者を第1部、第2部みたいにしてあるんですか。

(介護保険係主任) おっしゃるとおりでございます。午前、午後で分けてそれぞれ3、4時間という形で取っていらっしゃるようです。

(酒井委員長) 例えば食事提供であるとか、入浴サービスのなこととかいったメニューというのはお持ちなんですか。

(介護保険係主任) こちらの事業所さんはGENK I N E X T さん全体の方針として、入浴は基本的に行わずリハビリを行って、お昼の時間になると終了になります。基本的に食事提供はないと聞いております。

(酒井委員長) そうすると機能訓練というか、リハビリ訓練という限りのメニューだけを提供して、それで一応終わりという形なんですね。

(介護保険係主任) はい。そのとおりです。

(酒井委員長) なるほど。そういうスタイルの事業所というのはどうなんで

すか。結構増えているのかな。

（介護保険係主任）介護保険係主任です。

大きくざっくりと分けますと、このように半日型でリハビリですとかいったものに特化して力を入れるというものと、あとは朝から晩まで預かっていたいて、入浴、風呂もついていて少人数でやるといった形に分けられると思うんですけど、両方それぞれあると思いますので、特にデイサービス1か所に限って使うという制限はありませんので、例えば週によってこの曜日はこっち、この曜日はこっちというような使い分けをされている利用者さんも多くいらっしゃるそうです。

（酒井委員長）そこで特化しているということは、ここにもあるけど、機能訓練指導員さんというのは、例えば理学療法士であるとか作業療法士、PT、OT、そういった資格をしっかりと持った専門性の高い人たちがやっていらっしゃるという理解でよろしいですか。

（介護保険係主任）基本的に地域密着型通所介護というもので、機能訓練指導員、今おっしゃったように、PT、OT、STさん、この配置は非常勤で1人でもいれば要件を満たすことになってるんですけど、このようにリハビリに特化したデイサービスさんだと必ず常勤で1人とか2人ついていらっしゃると思います。ちょうどこの事業所も機能訓練指導員を常勤で2人専属で配置されていますので、それだけ力が入っているのかなと思われるます。

（酒井委員長）そうすると、そういうリハビリ専門サービスと、例えば6時間、8時間過ごして差別的な形で過ごすのとミックスしたりして、利用者さんにしてみれば、要介護者の方がそういうのをミックスして使っている例なんかもあるということですね。

（介護保険係主任）そうですね。

（酒井委員長）貞包委員、どうぞ。

（貞包委員）市は指定をされた要件というのを開示されますよね。指定要件を開示して、指定要件に合致していれば基本的にみんなオーケーなのか、その辺はどんな感じなんですか。

（介護保険係主任）介護保険係主任です。

まず、基準に合致していることが前提で、その上で、地域住民の方に意見を聞く場というものを必ず持っていて、そこで御意見をいただきます。これ

はまさにこの場になります。なので、例えばこの場で新規指定のものを上げ
させていただいて、御不安があれば意見を聞かせていただいて、それを事業
者にフィードバックして改善してもらおうといった流れになってございます。

（貞包委員）地域住民の意見というのはどなたから聞かれるんですか。

（介護保険係主任）まさにこの運営協議会、この場になります。

（酒井委員長）ここ。地域住民だから。

（貞包委員）だけど、分かりません。情報が何もなし。

（介護保険係主任）資料と説明をさせていただいて、こちらを見ていただく
のと、あと御質問させていただいて……。

（貞包委員）市としてこれでやるからということで出しているんですよね。

（介護保険係主任）おっしゃるとおりです。

（貞包委員）これに対しては報告と書いてあるので、審議する場ではないで
しょう？

（介護保険係主任）今回は、市外だったので報告事項となっているんですけ
ど、これが例えば市内の事業所を新しく指定しようとする場合は、これは報
告ではなくて協議になります。なので、御承認いただくという段取りが入っ
てきてございます。

（貞包委員）今回は違う？

（介護保険係主任）そのとおりです。

（酒井委員長）これは既に事業は国分寺市で行っているから、国分
寺市は認めていますよということで、こちらは追認する形で、そこで小金井
市民の方が利用されると。

（貞包委員）そういうことですね。分かりました。

（酒井委員長）それでお金は小金井市が出すわけだから、追認するというん
ですか、確認をするという形です。

あとは地域密着型であったり、施設系だと、特にグループホームなんかだ
と、例えば過剰競争状態になってしまったりとかいう心配があるときなんか
は事前に協議して、認める、認めないというのは協議とかはあるわけでしょ
う。どうですか。

（介護保険係主任）介護保険係主任です。

まず、指定するに当たって大きく一つ基本になるものが介護保険計画にな

っております。介護保険計画の中で今後の整備数というものをあらかじめ示しておいて、それ以上の指定というのは基本的にお認めしない形になっております。

なので、利用者の伸びを踏まえながらも計画を立てて、計画の中に入っている数であれば指定しますが、それ以上のお申出があった場合はこの3年間はごめんなさいということもあり得ます。その上で初めてこの場に持ち込ませていただいて、御意見をいただくといった流れになっております。

（貞包委員）例えば市のほうからそういった需給を調整しようとする、それによっていろいろな問題が逆に出てきて言われる心配はないですか。むしろ要件を出したらオーケーなものは全てやって、透明性を高めてびしゃっとするほうが、どちらかというと、きちっとしている。どうなんですか。

（介護保険係主任）なかなか難しい御質問ですけど、透明性の確保というのはもちろん必要であります。その上で、まず、このぐらいの枠を募集しますというのを示した上で上がってきたものに対して、介護保険運営協議会という開かれた場で審議をいただくというのが、一つ透明性の確保になっているかなと思います。

（貞包委員）不透明な部分は市が背負っている？

（介護福祉課長）よろしいですか。介護福祉課長でございます。

ここの場で御協議いただいたり、御意見いただいたりするの、いわゆる地域密着型で、市が指定する小規模な事業所さんで、これのほかに東京都が指定する大規模な事業所さんがございます。全体の数として把握して、東京都が指定する際にも市町村に意見を求めてきたり、市町村がこの圏域に関しては過剰な事業所数があるので、指定に関しては控え目でいきたいとか、今後の指定については、市町村としては賛同できないとかいうような意向をあらかじめ東京都も市に聞いてきたりするんです。全体の圏域の中で既存の事業所さんの経営を圧迫するようなことがあってはいけませんし、また、不足する状況についても市が把握する必要がありますので、地域密着型は特に小規模な事業所さんですから、その中で全体のバランスとしてやっております。

また、地域の住民の皆様、当然、地域の中の事業所さんですので、そういった形で御意見を聞きながら、この委員会でお諮りさせていただいているというのが、小金井市がさせていただいている趣旨でございます。

(酒井委員長) よろしいですか。大規模な施設だと市民の介護保険料にも結構影響が出てくるんですね。つまり、支出が多くなれば利用者ががんと増えて、支出が多くなればその分、事業規模が広がりますから、その負担は第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で賄う部分ですから、そういった全体のバランスを見ながら、需給バランスも含めて。

(貞包委員) 需要のほうが先にあって、利用者以外の2割程度の供給を事業所側でやっていいわけでしょう。

(酒井委員長) そうですね。基本的には需要……。

(貞包委員) 事業所が増えると利用者が増えるという現象はあるんですか。

(介護保険係主任) 介護保険係主任です。

例えば特別養護老人ホームを一昨年度建てましたが、そこを建てると確にお申込みというのは増える傾向がございました。なので、需要の掘り起こしというんでしょうか、施設が建ったので申し込むというのは一定あると思います。

ただ、前提としてはおっしゃるとおり、需要があるから建てるもの、ただ、建てた後、潜在的な需要を掘り起こすということはある得ると思っております。

(酒井委員長) 結構どこでもそうですよね。保育園でもそうだし、福祉施設というのが近くにできると、いってみれば眠っている潜在需要が表面化するということは一般的にありますよね。例えば特別養護老人ホームなんか家の近くになれば、どこかの市外地で遠いところまで行かなければいけないとかいうのだとハードルが高いけれども、近くにできるならば例えば要介護3以上だから申し込んでみようかとかいうハードルが少し低くなるので、申込み自体が増える傾向はどこの自治体でもあろうかと思います。

(貞包委員) そうすると全体として事業所は多いんだけど、抑えぎみなのか、いや、足りないので増やしてくださいと、どっちにあるんですか。

(酒井委員長) どうぞ。

(介護福祉課長) 65歳以上の高齢者の人数に対して例えばどれぐらい要介護、要支援の方が人数としてパーセンテージでいるのかということとずっと統計を取っているんです。それに対して今の事業所の数がうなぎ登りなのか、横ばいなのか、事業所とも日頃から担当者と接触していますので、利用者さ

んの数の状況や給付額、事業所に入っていく介護報酬の金額という推移を見させていただいて、それによってどれぐらい均衡が保たれているのかというところをずっと継続して見させていただいている。基本的にそんなに急に事業所がうなぎ登りに増えていくという状況ではありませんので、ここで新規の指定を御報告させていただいても、また一方で廃止する事業所もあって、実態としてはおおむね横ばいというのが現状でございます。急激に減少しているということもないし、急激に増えるということもありません。

現状、利用者のほうから事業所が探せなくて困っているという御意見もいただいていませんし、事業所のほうから利用者が確保できなくて困っているということも事業所によってはございますし、逆にお受けできないぐらいお客さんからお問い合わせいただいているという事業所もあるので、現状としてはおおむね横ばいと受け止めております。

（貞包委員）よく分かりました。

（酒井委員長）はい。今の話の続きは大体よろしいですか。特に御質問とかよろしいですか。

それでは、次は（３）、市内地域……。

（鈴木委員）委員長、確認でよろしいでしょうか。

（酒井委員長）はい。

（鈴木委員）鈴木です。

今の市外の指定についてという、GENK I N E X T 国分寺光さんの６ページのサービス提供単位２というところですけども。

（酒井委員長）はい。６ページの。

（鈴木委員）はい。サービス提供単位２といったところに、すごく細かい質問ですけども、サービス提供時間が１と２と同じ時間の９時から１２時５分となっているんですが、これは先ほど説明があったとおり、午前と午後でやっているといったことで、２のほうのサービス提供時間が間違っているという理解になりますでしょうか。

（介護保険係主任）介護保険係主任です。

鈴木委員、御指摘のとおりとなります。これは申請書が出された後、確認を取っているんですけど、サービス提供単位２の提供時間９時から１２時５分というのは誤りで、正しくは１３時半から１６時３５分と、３時間５分の

……。

(酒井委員長) 13時半から16時？

(介護保険係主任) 16時35分というところで書面で確認しております。皆様にお配りしている資料は誤ったままになってしまって申し訳ございませんが、口頭での報告とさせていただきます。

(酒井委員長) 本当に明確に午前と午後で、ばしっと分けているんですね。

(介護保険係主任) はい。すいません、御指摘ありがとうございます。

(酒井委員長) ほか、よろしいでしょうか。今の訂正をお願いしたいと思います。

それでは、次の資料4に移ります。市内地域密着型サービスの指定ということでお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

議題(3)、市内地域密着型サービス事業所の指定について御説明いたします。

資料4を御覧ください。今回は指定更新を行った1事業所についてのみ御報告いたします。事業所は、また明日デイホームで、ページは1ページ、2ページとなります。サービス種別は認知症対応型通所介護で、利用定員は12名となっております。

指定更新に当たりまして、事業所の指導検査を実施しましたが、軽微な指摘事項があったため、改善報告書を提出していただきました。その結果、今後適正な運営が継続できると判断しまして、指定更新の手続を行ったところでは。

説明は以上となります。

(酒井委員長) ありがとうございます。ここは、森田さんは何期か前のこの委員さんをたしか事業者代表でやっておられましたよね。

(介護保険係主任) そうです。

(酒井委員長) 皆様のほうから何か御質問、御意見等。

保育園との併設型なんですか。

(介護保険係主任) そうです。

(酒井委員長) よろしいですか。特に御質問等はありませんか。

それでは、御承認いただいたということでよろしく願いいたします。

これで一応全部終わったんですよね。

(介護保険係主任) はい。

(酒井委員長) それでは、最後、事務局のほうから何か御報告とかあれば。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

次回の専門委員会の日程です。令和7年9月頃を予定しております。またこちらは決まり次第、通知のほうを差し上げたいと思います。

以上になります。

(酒井委員長) 次回は令和7年9月頃ということで、それ以外に何か突発的な事業者さんの参入とかが出てくればまたやるかもしれませんけれども、そういうことで9月頃に予定をお願いしたいと思います。

それでは、本日はこれで終わっていきたいと思いますので、風も強いのでお気をつけて。どうもありがとうございました。

閉 会 午前11時00分